

Office News

October.2018

社会保険労務士八セガワ事務所



トピックス

70歳雇用時代の到来！？

政府は、未来投資会議と経済財政諮問会議において、従業員が希望すれば原則70歳まで働くことができる環境の整備に向けて、今秋から検討を始める方針です。

現在は高年齢者雇用安定法において原則65歳まで雇用しなければならないこととなっていますが、法改正により70歳までの雇用を努力目標とすることを検討しています。

法改正に先駆け、まずは高年齢者の雇用に積極的な企業に対しての補助金を拡充する予定です。

内閣府の調査では、高齢者の約8割近くの方が、65歳以降の高齢期にも高い就業意欲を持っているとされています。しかしながら現在の制度下では、定年後に継続して働く場合、大幅に賃金が低下してしまいます。

このため働く意欲や能力のある人に対して、大幅に賃金を低下させないようにするため、評価制度や報酬体系を官民で見直す検討をしています。

また、年金を70歳以降に受給開始できるようにすることも検討されるようで、70歳を超えてから年金を受給する場合は、年金額を大幅に加算する案も出ています。



労務相談 Q&A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
最近、朝晩涼しくなってきた過ごしやすくなりました。
ゴルフのシーズンがやってきましたね。

10月に入ると、そろそろ年末調整の準備を始めないといけませんが、今年の年末調整で何か気をつけなければいけないことはありますか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
秋になりましたね。今週末、久しぶりにゴルフに行くので、現在毎日練習場に通っています。

さて、ご質問の年末調整についてですが、給与計算担当者にとっては一大イベントですよね。今年は昨年と比べて大きな変更点があります。

昨年までは年末調整時に従業員から受け取る書類は、
①扶養控除等異動申告書（通称マルフ）
②保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書（通称マルホ）
の2種類だったのですが、マルホが「保険料控除申告書（通称：マルホ）」と「配偶者控除等申告書（通称：マルハイ）」に分かれて、①マルフ、②マルホ、③マルハイ、の3種類になりました。

①マルフと②マルホの提出は従来通りですが、配偶者控除を受ける従業員の方は、③マルハイについても提出しなければなりません。

また、③マルハイには、配偶者控除の金額を計算するため従業員本人の所得額（給与と所得以外の所得も含む）を記入しなければなりませんので、書類を確認する際は注意してください。



今月の実務スケジュール

- 労働保険料第2期分の納付（延納の場合）
- 労働者死傷病（軽度）報告提出
- 定時決定による社会保険料改定
- 最低賃金引き上げに備えた賃金見直し
- 年次有給休暇の付与（4/1入社の新入社員）



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com